

農林水産大臣が指定する症状（特定症状）

1. 牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合

次の①～②のいずれかの症状を呈していること。

症 状	備考（対象とする家畜伝染病）
<p>① 同一の畜房内（1の畜房につき1の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において飼養している家畜について、次に掲げる症状のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none">一 複数の家畜に摂氏四〇.〇度以上の発熱があり、かつ、その口腔内又は鼻腔内に出血、びらん、又は潰瘍があること。二 死亡家畜が急激に増加していること。	牛疫
<p>② 家畜から採取した検体について動物用生物学的製剤若しくは再生医療等製品又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から牛疫ウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認されること。</p>	

次の①～③のいずれかの症状を呈していること。

症 状	備考（対象とする家畜伝染病）
<p>① 次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 摂氏 三十九.〇度以上の発熱があること。</p> <p>ロ 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があること。</p> <p>ハ 口腔内等(※)に水疱等(※)があること。</p> <p>※ 鹿の場合は、イ・ハに該当すること。</p>	
<p>② 同一の畜房内(1の畜房につき1の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内)において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。</p>	
<p>③ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(1の畜房につき1の哺乳畜を飼養している場合)にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜が当日及びその前日の2日間において死亡すること。</p> <p>※ ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。</p>	口蹄疫
<p>家畜から採取した検体について動物用生物学的製剤若しくは再生医療等製品又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から口蹄疫ウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認されること。</p>	

※ 口腔内等…口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房

※ 水疱等…水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕(外傷に起因するものを除く。)

2. 牛・水牛・鹿の場合

次の①・②のいずれかの症状を呈していること。

症 状	備考（対象とする家畜伝染病）
<p>① 同一の畜房内（1の畜房につき1の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において飼養している家畜について、次に掲げる症状のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none">一 複数の家畜に四肢の関節の急速な腫脹又は首の前方への伸張及び屈曲が困難である姿勢がみられること。二 複数の家畜に摂氏四〇.〇度以上の発熱及び疼痛性の強い発咳、呼吸困難又は泌乳の停止があること。三 複数の死亡家畜がいること。	牛肺疫
<p>② 家畜から採取した検体について動物用生物学的製剤若しくは再生医療等製品又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から牛肺疫マイコプラズマの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認されること。</p>	

3. 鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合
次の①・②のいずれかの症状を呈していること。

症 状	備考（対象とする家畜伝染病）
<p>① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間(※)における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること。</p> <p>※ ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。</p>	<p>高病原性鳥インフルエンザ</p>
<p>② 家きんから採取した検体について動物用生物学的製剤若しくは再生医療等製品又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体からA型インフルエンザウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認されること。</p>	<p>高病原性鳥インフルエンザ 又は 低病原性鳥インフルエンザ</p>

※ 対象期間…その日から遡って21日間をいう。

ただし、当該期間中に家畜の伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日または家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合は、これらの日を除く通算21日間とする。

4. 豚及びいのししの場合

次の①～⑤のいずれかの症状を呈していること。

症 状	備考（対象とする家畜伝染病）
<p>① 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。</p> <p>② 同一の畜房内（1の畜房につき1の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、次のいずれかの症状を示す家畜が当日及びその前六日の七日間に増加していること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 摂氏四十度以上の発熱、元気消失又は食欲減退があること。 二 便秘又は下痢があること。 三 結膜炎があること。 四 歩行困難、後軀麻痺又はけいれんがあること。 五 削瘦、被毛粗剛又は発育不良（いわゆる「ひね豚」）があること。 六 流死産等の異常産の発生があること。 七 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血又は血便があること。 	<p>豚熱 又は アフリカ豚熱</p>
<p>③ 同一の畜舎内において、当日及びその前六日の七日間に複数の繁殖又は肥育に供する家畜が突然死亡すること。ただし、家畜の飼養衛生管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。</p>	
<p>④ 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（1の畜房につき1の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（血液1マイクロリットル中1万個未満）又は好中球の核の左方移動が確認されること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。</p>	

症 状	備考（対象とする家畜伝染病）
<p>⑤ 家畜から採取した検体について動物用生物学的製剤若しくは再生医療等製品又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から豚熱ウイルス若しくはアフリカ豚熱ウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体（予防的ワクチン接種により産生された抗体及び母豚からの移行抗体を除く。）が確認されること。</p>	<p>豚熱 又は アフリカ豚熱</p>